

## 臨時職員(一般事務補助)募集要項

仕事の内容等	職種名	一般事務補助
	勤務地	垂井町役場
	仕事の内容	農地の利用状況調査活動等の実施に係る事務補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査資料の準備</li> <li>・調査結果の集約</li> <li>・所有権等権利関係調査</li> <li>・現地確認</li> <li>・各種調査</li> <li>・指導簿作成及び通知 等</li> </ul>
	必要な経験・資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン操作のできる方(エクセル・ワード等)</li> <li>・普通自動車免許</li> </ul>

労働条件	賃金	時給850円
	その他手当	通勤手当は、自宅から勤務地までの最短経路の距離が2km以上である場合に、距離に応じて町が定める額を支給(徒歩通勤者を除く)。
	賃金締切日	毎月末日
	賃金支払日	翌月21日
	昇給	なし
	賞与	なし
	加入保険	社会保険(健康・年金)、雇用保険
	就業時間	8:30~17:00(休憩45分) ただし、週のうち1日は8:30~16:30(休憩45分)
	任用期間	令和元年7月1日~令和2年1月31日
	休日等	土日祝日(週休2日制)、年末・年始
	有給休暇	10日
	定年制	有り(65歳)
その他	欠格条項(地方公務員法第16条)に該当しない方。 他に報酬を得る事業もしくは事務に従事することはできません。	

選考方法等	求人数	1名
	選考方法	書類選考及び面接
	応募方法	令和元年5月31日(金)までに履歴書を総務課人事係に提出
	試用期間	あり(14日間、賃金額の変更無し)

問合せ先	事業所名	垂井町役場 総務課 人事係
	事業所所在地	〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町1532-1 TEL: 0584-22-1151(内線218)